















該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o. 85 (転出/転出証明書)	準構成員	L2624	再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること。	再発行の場合、転出した当時の状態が印字されること。	国保資格など、最新の場合はすでに資格なしとなるシステムもあります。転出届出時点の状態でない、転出先自治体で正しく事務ができなくなるのではないのでしょうか。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 85 (転出/転出証明書)	久留米市	L2351	再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること		個別記載事項とは国保、年金、児童手当等のことでしょうか。最新となれば転出によって抹消される事項があります。転出届時点ではないのでしょうか	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「再発行の場合、転出した当時の状態が印字されること。」に改める。
N o. 85 (転出/転出証明書)	大崎町	L2124	再発行の場合	再交付の場合	L2123と統一するため	0 (この項目においては) 修正しない	0	No.57の【考え方・理由】に記載しているとおり、「再発行」は、システムから出力すること、「再交付」は、届出者に渡すこととして区別して用いている。これらは用語集の中にも示す。
N o. 86 (転出取消/異動条件)	大崎町	L2410	●全部・一部を選択	全部・一部を選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 86 (転出取消/異動条件)	大崎町	L2142	●また、転出取消が世帯の一部である場合は、対象者を選択できること。	削除	No.82に合わせるため	0 (この項目においては) 修正しない	0	全部・一部を選択すること、一部の場合に対象者を選択することは別であり、別々に記載している。
N o. 87 (転出取消/世帯復帰)	大崎町	L2167~L2168	従前の世帯に(従前の世帯が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯に、	従前の世帯(従前の世帯が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所にある従前の世帯)に復帰すること。	見え消しにより文章が消えているため	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
N o. 89 (転出確定/異動条件)	久留米市	L.2434	職権削除においては、消除日をもって確定するため、別途、転出確定処理を行うことは想定されず当該機能は実装しない。		(不在住による)職権消除日より遡った異動日の転入は考えられるのではないのか。新住所地から転入通知として送信を受けた場合転入通知を法令上記載は不要なのか?第三者請求では本籍が記載された除票を取り、附票を取れば新住所は判明するが…しかしこの場合も、管外に転籍を行えば新本籍は追えなくなる。機能がなければ、備考欄に記載して対応することになる。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	準構成員				郵便番号は、転出後の宛名に利用するので、あった方が便利です。住所の漢字から生成する事も可能ですが、100%ではないため、職員の確認が必要となります。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	準構成員				転入通知情報の郵便番号の取り込み(CSの電文には郵便番号は無いため郵便番号の設定)は必要である。固定資産税や軽自動車税など、市内に住所を有せずとも市内に物件を有していれば当然納税通知書を発行する。その際に転出者であれば発送住所は転出先住所であり、郵便番号が設定されていないと他業務の宛名で郵便番号が印字されない。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	準構成員	L2153	郵便番号	削除	転出確定した時点で、住基システムとして転出者に対して何かしらの案内を通知することは無いと考えます。また、転入通知情報に郵便番号の情報がないため、郵便番号の取り込みは不要と考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	日野市	L2447			郵便番号は、入力項目またはインターフェイス受け渡し項目から不要と考えます。住所コードさえあれば、最新の郵便番号が生成されるため。生成が可能なデータは一元化するべきだと考えます。従って住所コードもしくは郵便番号のいずれかを保持すれば良いと考えますが、住所の本番、枝番まで管理できるのは住所コードのみなので、住所コードに一元化するべきだと考え、住所コードから生成される郵便番号は不要と考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	久留米市	L2440	転入先の郵便番号・住所…	転入先の郵便番号は、現在ないので『既存住基システム改造仕様書』等の変更が必要でず	転出先の情報は、税をはじめ様々な業務において利用している。自動取込みを行っているが郵便番号が取れず半分ほどオンライン入力を行っている。自治体によっては住所の〇丁目や数字または漢数字で表記しているので、入り混じって送付されるので自分で使用している文字に変換する必要がある。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	三条市	L2749-2750			業務上、郵便番号は必要であるが、CS転入通知情報からのデータでなくても問題はない。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	神戸市	L2449			住記で転出者本人に郵送することは少ないが、正しい郵便番号を容易に把握できる転入地が転居通知に含めて提供してくれると、督促等を行う他業務では重宝すると思われる。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	大崎町				転出先には他業務で通知書を送付するため、郵便番号が設定は必要である。現システムでは住所から全国住所辞書を参照し、郵便番号の設定をおこなっている。住基ネットの転入通知情報は、住所と方書に分かれていないため、住民記録システムのデータ項目が、「都道府県市町村名」+「字名」+「番地」+「方書」に分割されている場合、できる限り分割し設定できることが望まれる。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 90 (転出確定/転入情報入力)	準構成員	L2448~2449	※構成員・準構成員におかれましては、住所だけでなく郵便番号を取り込む機能が、理由とともに備考欄にご記入ください。	-	他業務を含めた住民への郵送時に郵便番号も必要であるため、住基ネットから受信する転入通知情報を元に住民記録システム上で郵便番号等も補充し取り込んでいます。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。
N o. 91 (転出確定/CSからの転入通知情報が無い場合の対応)	大崎町	L2224~L2225	オンラインで転出確定処理を行う必要がある。	転出確定処理を行う必要がある。	「オンライン」は必要ない	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 92 (転出確定/CSからのデータ自動取り込み)	大崎町				現行システムに機能はない	0 (この項目においては) 修正しない	0	
<b>(1) 転居</b>								
N o. 98 (転居/続柄設定)	日野市	L2566	るため、必要に応じ続柄を変更を行う。	るため、必要に応じ続柄の変更を行う。	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	
N o. 98 (転居/続柄設定)	久留米市	L2570	なお、自治体A…の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないことから不要。	なお、自治体A…の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないものの、実際に届出があれば処理に必要な機能である。	地域によっては一つの土地にいくつも建物建つことはあり、別の建物への異動が転居となるのであれば、同地への転居が入力できるよう仕様書は必要	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	1	「なお、自治体A_79のような「同一住所(地番)の別領域の家屋へ異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、レアケースであり、ニーズが高くないことから備考に自動で「同一住所への転居」が記載できるとの機能は不要。」に改めようか。(その上で、No.97に移動してはどうか。)
<b>(2) 世帯構成変更</b>								
N o. 102 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員				パッケージでは、対応していません。改修規模は、1ヶ月以内。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o. 102 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員				当社システムでは、方書が異なっても、アラート表示により世帯合併が行えるようになっているため、システム改修は不要です。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o. 102 (世帯合併/方書同一性確認)	群馬県前橋市				ニーズが少ないためシステムの搭載は不要と考える。月2~3件程の届出数	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o. 102 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員				現行の世帯合併処理後の異動レコードの作り方(職権修正と世帯合併の2レコード)、仮更新の場合世帯合併処理の仮更新修正の仕方、また、公的個人認証を失効させない対処、など改修規模は大きい。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o. 102 (世帯合併/方書同一性確認)	倉敷市				現行の運用通りであり、不便を感じる件数ではない	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。



該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回 分科会	備考
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員	L2651~L2652	また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。)	-	職権修正による住所修正と世帯合併をまとめて行う処理を新規に開発する必要があり、使用頻度の割には改修規模としては非常に大きいと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	準構成員	L2347~2358	※方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能については、職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2つの異動が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯合併処理を行えば良いため、分科会		世帯合併時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住民基本台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる異動を連携する必要があります。 弊社パッケージの改修規模としては概算で少なくとも40~60人月相当規模の改修費用が発生します。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	日野市	L2647			合併と方書修正を同時に処理する機能は、あれば良い機能であり、改修費が高むのであれば不要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	久留米市	L2641	「方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能」について	不要と考えます	方書の相違については異動届を取り、相手方に説明を行わなくてはならず入力も複数回行ってもやむを得ないと考えます。仕様からするとマンションの号室違いも1回で入力できそうです。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	三条市	L2970-2981			改修規模が大きいのであれば、運用で回避できるため、不要として良いと考える。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	神戸市	L2649			同一居室であるが一方が「〇〇様方」と付いた別世帯の場合であれば、「〇〇様方」を削除してから世帯合併で対応できるものとする。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 2 (世帯合併/方書同一性確認)	大崎町				差し支えない。 理由としては、戸籍附票として、住所の修正のデータ連携が必要のため	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 6 (世帯分離/続柄設定)	久留米市	L2693	世帯分離では通常世帯員の続柄が変更となる。分離後は新たに世帯主を設定する世帯がある。	世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定する。	世帯員が世帯分離できる。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 0 8 (世帯一部変更/続柄設定)	久留米市	L2721	世帯分離では通常異動元と…	世帯構成変更では通常異動元と…	内容から世帯構成変更のことはないか	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員				当社システムでは、方書が異なっても、アラート表示により世帯一部変更が行えるようになっているため、システム改修は不要です。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	群馬県前橋市				ニーズが少ないためシステムの搭載は不要と考える。月2~3件程の届出数	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員				N o . 1 0 2 と同様。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	倉敷市				現行の運用通りであり、不便を感じる件数ではない	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員	L2751~2752	また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。)	-	職権修正による住所修正と世帯構成変更をまとめて行う処理を新規に開発する必要があり、使用頻度の割には改修規模としては非常に大きいと考えます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員				方書が同一でない場合の世帯一部変更処理は既に搭載されており、その際に住所履歴を作成していますが、作成しないように改修する場合、小規模の改修が見込まれます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	準構成員	L2447~2458	※方書が相違している場合、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができる機能については、職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯一部変更の2つの異動が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこの機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、また、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯一部変更処理を行えば良いため、分科会の議		世帯変更時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住民基本台帳ネットワーク他各システムへは世帯合併の前に、住所の修正にかかわる異動を連携する必要があります。 改修規模については、N o . 1 0 2 に含まれます。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	日野市	L2747			ご指摘のとおり、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯一部変更処理を行えば良いため、不要。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	三条市	L3085-3096			No.102に同じ。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)	神戸市	L2749			同一居室であるが一方が「〇〇様方」と付いた別世帯の場合であれば、変更となる対象者のみを世帯分離してから「〇〇様方」を削除して世帯合併すれば対応できるものとする。	0 (この項目においては) 修正しない	0	自治体からは不要という意見、準構成員からは改修規模が大きいという意見が主であったため、不要とする。
<b>(13) 届出修正</b>								
<b>(14) 職権記載</b>								
N o . 1 1 4 (職権記載/異動条件)	大崎町	L2590	全部・一部を選択	全部・一部を選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . 1 1 4 (職権記載/異動条件)	大崎町	L2590	処理日(異動日)が入力できること。	異動日が入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「処理日・異動日が入力できること。」に改める。
N o . 1 1 8 - 2 (職権記載/出生届に至らない子等)	大崎町				現行システムでは、「出生届に至らない子」は異動事由「出生」で異動処理を行うようにしている。CS連携の異動事由は「出生」「職権記載」のどちらになるのか?	0 (この項目においては) 修正しない	0	「出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載について」(平成20年7月7日総行市第143号)のとおり「職権記載」となる。
N o . 7 9 (職権記載/住所設定)	準構成員	L2898	前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」		「住所設定」から「不明」に変更した理由があれば【考え方・理由】に記載いただきたい。改修は軽微であるが、弊社のパッケージは「住所設定」である。	0 (この項目においては) 修正しない	1	住所設定という法令上の整理はなく、従前の住所欄に「住所設定」と記載することは、制度として問われれば、不適切である。従前の住所が不明の場合は「不明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は、「空欄」とすべきである。よって、制度面から特に変更した趣旨ではない。 未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書の提出がない以上、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市町村が転出証明書等の交付対応を行う場合、一旦、当該市町村で住民票を職権で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書等を提出すれば、転入届に基づく住民票の作成となるが、実務的には現実的ではないと考える。 以上の趣旨を明記する。

該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
No. 79 (転入/住所設定)	準備成員	L3260		最終住居地を入力できること。	実務上でも基本的には住基ネット本人確認情報にて確認するため、最終住居地は判明します。未届転入と同様に転入通知を送るためにも必要と考えます。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	1	「従前の住所」欄には、転出証明書の転出元の住所を記載する。ただし、未届転入の場合でも転入前の市町村に住所があったことが明確な場合など居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる直前の住所を形式的に記載するわけではない。以上の趣旨を明記する。
No. 79 (職権記載/住所設定)	大崎町	L2661~L2663	未届け転入の場合、従前の住所欄には未届住所のうち直近のものを記載し、その末尾に(未届)と記載すること。	削除	未届転入と住所設定は分けるべきではないか。現行システムでは、未届転入については転入として処理を行うようにしている。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	1	未届転入の法令上の整理は職権記載であるため、No.78はNo.79に統合する。具体的には、No.78の【標準仕様書案】は削除し、No.78の【考え方・理由】はNo.79の【考え方・理由】に転記し、No.79の表題を「住所設定・未届転入」に改める。念のため、実務を確認する。
<b>(15) 職権削除</b>								
No. 119 (職権削除/異動条件)	大崎町	L2689	処理日・異動日を入力できること。	異動日・届出日を入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。届出日は、削除すべき事業が決まった日。	0 (この項目においては)修正しない	0	職権記載等と届出は、法上、全く別の手続であり、職権削除手続における住民からの届出は、あくまで職権削除を判断するための材料としての整理。その意味では、御指摘の「届出日」と「職権削除を行った日」とは異なる場合があります。
<b>(16) 職権修正</b>								
No. 122 (職権修正/異動条件)	大崎町	L2740	処理日・異動日を入力できること。	異動日・届出日を入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。届出日は、削除すべき事業が決まった日。	0 (この項目においては)修正しない	0	職権修正において、届出の概念はない。また、当該異動事由が発生した異動日と、職権修正を行った処理日は異なり得る。
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	久留米市	L3004	追加	住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること	住記システムの異動事由を設定したり、入力できないシステムがあり、附票入力において電話照会が必要のため	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	大崎町	L2749~L2751	戸籍届出(届出・通知・確認、通知、申出に基づき、職権で修正ができること。申出、錯誤又は戸籍届出により、職権で修正ができること。	戸籍届出(届出・通知・確認、通知、申出に基づき、職権で修正ができること。申出、錯誤は、職権で修正ができること。	重複しているため	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で修正ができること。」に改める。(職権記載・職権削除も同様の記載ぶりとなる。)
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	大崎町				現行システムでは、続柄の空欄は、作成できないようになっている	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「空白への修正もできること」については、「ふりがな、続柄及び性別については空欄でできること」に改める。なお、続柄を空欄にする場合としては、「住民基本台帳法に関する質疑応答集」(昭和43年3月26日付け自治振第41号自治省行政局振興課長通知)問6参照。
No. 123、113-2 (職権修正/修正)	準備成員	L3002	異動者の情報(氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出日等)を修正できること。また、空白への修正もできること。		異動者の情報(氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出日等)を空白に修正するというのはどのようなケースか。必須項目であるため、空白に修正はできない。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「また、空白への修正もできること。」については、「また、ふりがな、続柄及び性別については空欄への修正もできること。」に改める。なお、続柄を空欄にする場合としては、「住民基本台帳法に関する質疑応答集」(昭和43年3月26日付け自治振第41号自治省行政局振興課長通知)問6参照。
No. 124 (職権修正/軽微な修正)	日野市	L3040	とかわらないが、公的個人認証は基本4情報が変更となると自動的に執行と	とかわらないが、公的個人認証は基本4情報が変更となると自動的に失効と	文言修正	1 修正案のとおり修正する	0	
No. 124 (職権修正/軽微な修正)	大崎町	L2797	自動的に執行	自動的に失効	誤記のため	1 修正案のとおり修正する	0	
<b>(17) 職権回復</b>								
No. 127 (職権回復/異動条件)	大崎町	L2838	処理日(異動日)が入力できること。	異動日が入力できること。	処理日は、システム日付と捉えられる。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「処理日・異動日」に改める。なお、当該異動事由が発生した異動日と、職権回復を行った処理日は異なり得る。
<b>(18) 住民票コード</b>								
No. 131 (住民票コード/住民票コード付番)	大崎町	L2905~L2906	新規付番用の住民票コードは、CSから住基ネット全国センターへ付番要求を行い一定数の番号を蓄積する。	新規付番用の住民票コードは、住基ネット全国センターへ付番要求を行い一定数の番号をCSに蓄積する。	操作手引書(操作手順/CS編)[第5.4版] 2.3.20 空きコード要求	1 修正案のとおり修正する	0	
No. 132 (住民票コード/住民票コード通知票)	倉敷市			【標準仕様書案】 新規付番又は変更した際に、一連の流れにおいて自動で住民票コード通知書を出力できること。 なお、再出力もできること。 また、住民票コードを修正した際は、任意で住民票コード通知書を出力できること。	業務区分の分類上で同じような要件定義をしているため、統合してください。  【考え方・理由】 新規付番又は変更した際に、住民票コード通知書を出し、異動者へ通知する。 通知書は法律上必須であり、繁忙期に出力漏れを防ぐために自動出力機能が必要。 また、住民票コード通知書を紛失した場合は再発行を行う。	1 修正案のとおり修正する	0	
No. 132 (住民票コード/住民票コード通知票)	大崎町	L2928	新規付番し、又は変更した際に	新規付番又は変更した際に	誤記のため	0 (この項目においては)修正しない	0	誤記ではない。
No. 133 (住民票コード/変更等管理)	APPLIC	L3186			標準仕様としては「等」はなるべく避けたい	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「等」は「修正」に改める
<b>(19) 出生・死亡・失踪</b>								
No. 134 (出生/異動条件)	大崎町	L2968~L2969	全部・一部の選択	全部・一部の選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
No. 136 (出生/出生情報入力)	準備成員	L3238~3239	出生情報を入力できること。また、世帯構成員の戸籍情報を引用して戸籍情報が入力できること。	出生情報を入力できること。また、世帯構成員の戸籍情報を引用して戸籍情報が入力できること。生年月日が不詳の場合、みなし生年月日が選択できること。なお、他システム連携用として内部的には日付を保有しておくこと。	不詳の日付に関する取扱いは連携先の他業務システムにて判断するべきである。他システム連携用に加えて住民記録上でも各種統計や一覧表作成で内部的には日付が必要と考える。	0 (この項目においては)修正しない	0	みなし生年月日についてはNo.64に記載済みである。

該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o. 136 (出生/出生情報入力)	久留米市	L3240		出生届は14日以内に届け出る必要があるため、性別が空欄の戸籍ができる。よって住民票の性別欄も空欄や不詳・不明といった記載が必要である。	出生届は14日以内に届け出る必要があるため、性別が空欄の戸籍ができる。住民票も空欄や不詳・不明といった記載が必要ではないのか。現在は、ペンダーにより対応が異なるので仕様書に記載願いたい。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上、許容されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定次第職権で記載する等について備考欄にコメントすることが適当と考えるが、念のため第7回分科会において議論する。
N o. 137 (死亡/異動条件)	大崎町	L3007	死亡、推定死亡を選択できること。	死亡、推定死亡を選択(異動日から自動判別することを含む)できること。	死亡の異動日を入力時、「年月日不明」「月日不明」「日不明」を選択することで、推定死亡を自動判断することが望まれる。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義しているわけではないとのこと。 なお、いくつかの自治体に確認したところ戸籍情報システムと住民記録システムの双方において「推定死亡」という事由はなく、仮に死亡日が推定(診断書で推定される死亡日や死亡時期が記載されている場合)には、その日付が推定であることを死亡日の欄等に追記しているとのこと。 法令用語ではなく、制度として定義されていない「推定死亡」を住民記録システムにおいて位置付ける意味があるか、第7回分科会において議論する。
N o. 137 (死亡/異動条件)	大崎町	L3014	内部的に日付がない場合、個人番号連携エラーが発生するため、住民	内部的に日付がない場合、住民	「個人番号連携エラー」とは?推定死亡の場合も、データは暦上日に限られる。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o. 138 (死亡/死亡日入力)	久留米市	L3280	死亡日の入力を行い、推定死亡の場合については、あらかじめ指定した文言を指定入力する。たとえば、「令和2年2月上旬推定」		CSへの連携はどうしますか	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	J-LISに確認する。
N o. 138 (死亡/死亡日入力)	大崎町	L3023~L3024	世帯主未設定の場合は、死亡情報のほか世帯主未設定の状態ではシステムへ連携ができること。		他システムが、世帯主未設定で正常に稼働するか不明	4 APPLIC等と連携して検討	0	
N o. 138 (死亡/死亡日入力)	大崎町	L3026~L3027	戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報等を削除できること。	戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳を削除できること。	この文章が必要か?	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	「戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報等を削除できること。」を「戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を削除できること。」に改める。
N o. 139 (失跡/異動条件)	大崎町	L3040、L3044	全部・一部の選択	全部・一部の選択(対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む)	No.82に合わせるため	1 修正案のとおり修正する	0	
<b>(20) 外国人・戸籍通知・特別永住者</b>								
N o. 140 (外国人/通称名・併記名管理)	大崎町	L3075~L3080	住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に記載されることとなった。その際、記載事項、通称名・併記名の登録管理方法及び通称名の履歴管理方法について規定された。 中核市長会ひな形に付記 通称名/併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではない。	住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に記載されることとなった。その際、記載事項、通称名の登録管理方法及び通称名の履歴管理方法について規定された。 中核市長会ひな形に付記 通称名/併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではない。	併記名について規定されていない	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	住民基本台帳上は「通称名」ではなく、「通称」であるため、全体を通じて「通称」に統一する。 また、在留カード等にローマ字氏名と漢字氏名が並記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するものであるため、併記名については削除する。
N o. 140 (外国人/通称名・併記名管理)	準構成員	L3000	通称名	通称	「通称」と「通称名」の表記の揺らぎを避けるため。	1 修正案のとおり修正する	0	全体を通じて、「通称」に統一する。
N o. 140 (外国人/通称名・併記名管理)	準構成員	L3001	通称名	通称	「通称」と「通称名」の表記の揺らぎを避けるため。	1 修正案のとおり修正する	0	全体を通じて、「通称」に統一する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員				宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員				帰化した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっているため、問題ありません。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員	L3047			同じ宛名番号することで、外国人時代の参照や、外国人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員	L3038~3047			再転入で別番号が割り当てられると税などの課税者とは、別人格として判断されてしまい宛名の管理を個別に実施することになるため、職員の負担が増えます。再転入時点で以前の番号を付番することにより、同一人格として管理可能となるので、過去のデータと連携され連続性が確保されます。この仕様は、規定、制度などでは定義されていませんが、自治体の運用効率化の観点で標準仕様として問題ないと考えます。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	大崎町				日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員				>その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録又は引き継ぐこと。 弊社パッケージは帰化時は外国人→日本人で同じ宛名番号である。よって、この仕様は問題なし。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員	L3808	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	削除	日本人住民票には引き継ぐ項目がありません。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 141 (外国人/帰化)	大崎町	L3088~L3090	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨)を引き継ぐこと。	)を引き継ぐこと。	日本人に必要な情報のため	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 141 (外国人/帰化)	準構成員	L3337-3339	帰化する前の住民基本台帳の記載情報(住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨)を引き継ぐこと。		●日本国籍を有する場合記載の必要のない「在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨」をなぜ引き継ぐ必要があるのか不明である。引き継ぐとなった場合、当該項目について ・住民票の写しに印字しない制御 ・CSに連携しない制御 ・他システムでの条件判定に誤りを起こさせないため連携しない制御 など対応範囲が大きい。	2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。
N o. 141 (外国人/帰化)	大崎町	L3093	外国人が日本国籍を取得した場合の削除及び登録が行えること。	外国人が日本国籍を取得した場合、日本人住民票を登録できること。		2 別案(備考に記載)のとおり修正する	0	外国人住民の住民票の削除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。 なお、「登録」は、全体を通じて(住民票の)「記載」に一律に変更する。
N o. 142 (外国人/国籍取得)	準構成員				宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 142 (外国人/国籍取得)	準構成員				国籍取得した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっているため、問題ありません。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。
N o. 142 (外国人/国籍取得)	準構成員	L3080			同じ宛名番号することで、外国人時代の参照や、外国人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 (この項目においては)修正しない	0	問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。

該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	L3070~3080	国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。		他業務においても過去（消除以前の）情報と連続性が確保されるため、同一宛名番号とすることで問題無いと考えます。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	大崎町				日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員				>その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録又は引き継げること。弊社パッケージは帰化時は外国人→日本人で同じ宛名番号である。よって、この仕様は問題なし。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	L3846	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	削除	日本人住民票には引き継ぐ項目がありません。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	大崎町	L3127	国籍取得届出に基づいて消除及び登録が行えること。	国籍取得届出に基づいて日本人住民票を登録できること。		2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 外国人住民の住民票の消除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。なお、「登録」は、全体を通じて（住民票の）「記載」に一律に変更する。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	大崎町	L3123~L3125	在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引き継げること。	）を引き継げること。	日本人に必要な情報のため	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。	
N o . 1 4 2 (外国人/国籍取得)	準構成員	L3370-3374	国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民となった日、住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、在留カード、在留資格、在留期間、在留期間満了の日、特別永住者証明証の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨）を引き継げること。		●日本国籍を有する場合記載の必要のない「在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨」をなぜ引き継ぐ必要があるのか不明である。引き継ぐとなった場合、当該項目について ・住民票の写しに印字しない制御 ・CSに連携しない制御 ・他システムでの条件判定に誤りを起こさせないため連携しない制御 など対応範囲が大きい。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 御指摘の箇所を削り、「住民となった日」は「外国人住民となった日」に改め、最後に「従前の住所」を加える。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員				宛名番号を引き継ぐ方法が良い。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員				国籍喪失した場合、当社システムでは宛名番号を引き継ぐようになっていないため、問題ありません。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員	L3115			同じ宛名番号することで、日本人時代の参照や、日本人除票の発行も容易になると見込まれ、また他業務情報の参照・引き継ぎが容易になると考えるため、当該運用で差し支えありません。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	準構成員	L3103~3115	なお、外国人住民日については日本人の住民日を引き継ぐわけではなく、国籍喪失の日が外国人住民日になるため、No.142と異なり、住民となった日は引き継がないこととしている。 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。		再転入で別番号が割り当てられると税などの課税者とは、別人格として判断されてしまい宛名の管理を個別に実施することになるため、職員の負担が増えます。 再転入時点で以前の番号を付番することにより、同一人格として管理可能となるので、過去のデータと連携され連続性が確保されます。 この仕様は、規定、制度などでは定義されていませんが、自治体の運用効率化の観点で標準仕様として問題ないと考えます。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。 なお、【考え方・理由】中の「国籍喪失の日が外国人住民日になる」という記載は正確ではなかったため、「外国人住民日は国籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日となる」に改める。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	大崎町				日本人、外国人は同一の宛名番号体系で管理しているため、同一番号を使用する運用で問題ない。	0 （この項目においては）修正しない	0 問題ないとの意見が主だったため、原案を維持する。	
N o . 1 4 3 (外国人/国籍喪失)	大崎町	L3160	日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の消除及び登録が行えること。	日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の外国人住民票を登録できること。		2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 日本人住民の住民票の消除を意図しているものであり、趣旨を明確化する。なお、「登録」は、全体を通じて（住民票の）「記載」に一律に変更する。	
N o . 1 4 4 - 2 (外国人/在留資格取消し・変更)	群馬県前橋市	3453	等の出入国在留管理庁通知に基づき、消除できること。	等の出入国在留管理庁通知に基づき、修正及び消除できること。	通知に基づく修正の記載がないため。	1 修正案のとおり修正する	0 留学→就労のように中長期在留者のまま在留資格が変わった場合の在留資格の変更も含んでいるのであれば、「修正」の記載も必要である。	
N o . 1 4 4 - 2 (外国人/在留資格取消し・変更)	大崎町				現行システムに自動更新の機能はない	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0 趣旨及び修正案を確認する。	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	APPLIC	L3476	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社)		法務省仕様と表記した方が良くないか	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	大崎町				現行システムに一覧表の機能はない	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0 趣旨及び修正案を確認する。	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	大崎町	L3240	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。	削除	L3257で「不要とした」との記載あり	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	準構成員	L3987	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。	削除	L4081との記載に矛盾があるため、削除するのが適切と考えます。	1 修正案のとおり修正する	0	
N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)	準構成員	L3493	在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。		【考え方・理由】において、不要とされているが、記載されている。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 当該箇所は削る。	
N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	準構成員	L4036	N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	N o . 1 4 5 (事実上の世帯主管理)	そもそも外国人の項目にあるのが違和感があります。世帯主・続柄管理の一部とするべきではないでしょうか。	2 別案（備考に記載）のとおり修正する	0 事実上の世帯主が法対象外である場合を想定しているため、場所を移す。	
N o . 1 4 5 (外国人/事実上の世帯主管理)	大崎町	L3269~L3277	法適用外の外国人（在外軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、		現行システムに機能なく、続柄は住民票には空欄で印字している。	0 （この項目においては）修正しない	0 住民基本台帳法事務処理要領第2-1-(2)-エ-（エ）で求められているため必要である。	
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員				マイナンバーカード等と同じレベルで対応するのであれば、標準仕様書として明記すべきであるが、そうでない場合は「オプション」とした方が良い。 個人番号カードの切替について、切替異動者リストや、有効期限のお知らせ等を住基システムの要求機能として盛り込むのであれば、賛成ですが、そうでない場合は、「オプション」という扱いでも良いかと考えています。ただし、実装するのであれば、EUCよりも、機能として提供した方が良いと考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員				本機能は当社システムに搭載されていません。当社ユーザからの搭載希望の要望はありませんが、N o . 1 4 7 - 2 とあわせて、特別永住者の人数が多い市町村においては必要な機能だと考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	群馬県前橋市				システム搭載不要。 【理由】案内は入管が送付しているため。切替該当者異動者リストも平均月4~5人で、有効期限が切れた場合も「有効期間更新」として更新（全国共通運用）。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員				切替年月日を経過した特別永住者に対する案内を自動作成する機能について、現状実装はありません。「指定した切替対象年月日および年齢に該当する特別永住者について、切替該当者異動者リスト（有効期限を含む。）と案内」の機能はあるので、標準化された際には機能の整合性の観点から実装する形になると考えます。			
N o . 1 4 7 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	倉敷市				12 対応できればEUCでも可			



該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考	
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員	L3249			申請書関係は出入国管理局で様式を展開しているため、システムで印字できるようにする場合、様式変更の都度対応が必要になると考えます。 その対応が簡易にできる場合であれば、当該機能は標準仕様書に記載して差し支えありません。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。	
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員				本人通知制度がオプションとなっているため、特別永住者事務もオプションにするのがよいと考えます。 また、転入時等には入力項目に有効期限がないのに、急に有効期限の入力漏れという言葉が出てきていますので、転入側の入力項目に有効期限を含めるべきではないでしょうか。				
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	準構成員	L3236~3240	指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異動者リスト(有効期限を含む。)と案内を作成すること。 切替年月日を経過した特別永住者について(自動的に)定期的に切替案内が作成されること。 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。	削除	切替年月日の経過前に特別永住者に対する案内を作成することは、住民サービスの観点では必要と思われるが、住民基本台帳法の事務ではない(出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の関連法規)ため、住民記録システムの標準的な機能要件として追加する必要性は無いと考えます。				
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	日野市	L3578			自動作成する機能があると便利な機能だと考えます。				
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	神戸市	L3581			外国人の多寡、外国人団体との関係等自治体ごとに差異があると思われるので、EUCで対象者抽出ができ、宛名ラベル作成程度ができれば良いと思われます。				
N o. 147 (特別永住者/切替該当者リスト及び案内作成)	大崎町	L3316~L3318			現行システムにこの機能はないため、EUC対応でよい				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員				他の申請書(たとえば、DV申請など)も同じレベルで対応するのであれば、標準仕様書として明記すべきだが、そうでない場合は「オプション」とした方がよい。 不要な機能でもないし、あると便利になる機能と認識していますが、標準仕様書(案)に「～できること。」が12箇所記載されています。 たとえば、マイナンバーカードの申請事務やDVの申請など、他の申請事務がありますが、同じ粒度で標準仕様書に盛り込むのであれば、賛成します。たとえば、「特別永住者/申請受処理」の機能を有すること。のレベルでも問題ないかと考えています。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員				本機能は当社システムに搭載されています。しかし、本機能を使用しているのは数市町村のみです。 特別永住者の人数が多い市町村においては必要な機能だと考えます。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	群馬県前橋市				システム実装不要。 【理由】平均月4~5人。交付予定通知は市が定めた書式を使用している。受領書は入管の3枚複写様式を利用中。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員				弊社パッケージでは特別永住者管理台帳機能はありません。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	倉敷市				1700人の情報管理が必要なためシステム管理機能として必要と考えます。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員	L3607~3608		構成員・準構成員におかれましては、当該機能が必要な、理由とともに備考欄にご記入ください。					
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員	L3276			申請書関係は出入国管理局で様式を展開しているため、システムで印字できるようにする場合、様式変更の都度対応が必要になると考えます。 その対応が簡易にできる場合であれば、当該機能は標準仕様書に記載して差し支えありません。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員				本人通知制度がオプションとなっているため、特別永住者事務もオプションにするのがよいと考えます。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	準構成員	L3253~3270	各種申請書について、当該者の国籍・氏名・生年月日・居住地・特別永住者証明書番号が印字された様式が出力できること。 申請を行った者について、申請受処理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。また、誤って受処理処理を行った者について、取消しができること。項目ごとに取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。 法務省あてに市町村通知を発送後、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。 交付予定期間に特別永住者証明書を受領にこない場合に、不交付返戻情報を入力できること。 誤処理によって作成された在留カード(又は特別永住者証明書)情報履歴の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。	削除	住民基本台帳法の事務ではない(出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の関連法規)ため、住民記録システムの標準的な機能要件として追加する必要性は無いと考えます。仮に標準機能とした場合、既存のシステムに対する改修費用が発生します。 身分証明書、火葬許可書等は、住民記録システムの範囲外として標準仕様から除外しており、本仕様のサポートすることは整合性面で問題があると考えます。 標準仕様として定義する範囲を明確(一連の事務で必要な処理を取り込むか、住民基本台帳法で規定された範囲とするか)にすべきだと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。	
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	日野市	L3604			現在この機能を実装しておらず、機能があると便利な機能だと考えます。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	神戸市	L3608			本市の特別永住者数(15000人弱)からすると標準として欲しい機能であるが、標準仕様書での必須機能とすべきかと言うと要らない自治体も多数あると思う。オプション扱いが必要とする自治体のみ負担でもやむを得ないのではないか。				
N o. 147-2 (特別永住者/申請受処理)	大崎町	L3320~L3345			現行システムにこの機能はないため、不要				
<b>(21) バッチ</b>									
N o. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者)	久留米市	L3628	発行抑止対象者は、設定した後、発行停止状態のままなることを防止するため、一定期間後にメンテナンスを行うための一覧表を作成し確認する。また、発行停止者は、課税証明発行の際にも留意が必要な場合があるため、データ連携する。	要支援者については、他システムに連携を行う。住記入力でフラグ状態が前日と変更があった場合はリスト出力する。誤った入力や戻し漏れがないことを確認する。	要支援者については、共通基盤に仮登録者も含め支援者とわかるようフラグを流している。住記入力でフラグ状態が前日と変更があった場合はリスト出力し、戻し漏れがないことを確認している	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨を確認する。
N o. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者)	大崎町	L3367	発行停止者	発行抑止対象者	文言を統一するため	1	修正案のとおり修正する	0	
N o. 150 (バッチ/除票廃棄)	大崎町				現行システムに本機能はない	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	趣旨及び修正案を確認する。
N o. 152 (バッチ/閲覧簿)	久留米市	L3712	追加	支援措置対象者が追加になった場合の閲覧台帳再出力	現在は、当初作成した対象者から支援者を省きその町分を作成している。	0	(この項目においては)修正しない	0	原案は、「支援措置対象者を除く」との条件も含め、抽出条件を指定して住民基本台帳閲覧簿の作成・出力ができることとしているので、原案でも「当初作成した対象者から支援者を省きその町分を作成」ことは可能である。
N o. 154 (バッチ/住所一括変更)	APPLIC	L3733	地図会社とのデータの授受		地図会社から授受するのか、地図会社が授受するのか	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
N o. 154 (バッチ/住所一括変更)	倉敷市	L3747	他業務システムとのデータ連携は、標準機能としては対応不要	・・・必要	ここという「データ連携」が、「一括更新したデータ」のことであれば連携は不要。通常の異動データの連携は必要。	9	意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	

該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由・特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . 1 5 4 (バッチ/住所一括変更)	久留米市	L3744	一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要	CSの更新事由を「軽微な修正」とする必要がある。	CSの更新事由を「軽微な修正」とする必要がある。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	
<b>(22) CS連携・番号連携</b>								
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員				当社システムでは、取って自動連携に対応していない電文はありません。また、取って自動連携していない当社ユーザもありません。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	群馬県前橋市				取って自動連携としない理由はありません。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	倉敷市				管内本籍人の19-1については、直接連携しているため連携対象外としている。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員	L4357			統合端末等で手動連携があるのは、既存住基システムで実装すると市町村負担のコストとなることを回避するためと理解しています。大規模団体であれば自動化による職員操作レスというメリットがありますが、小規模な団体だと、コストメリットがないからです。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	準構成員	L3464~3466	・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること。 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。一覧表への印字	・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異常となった部分を変更して送信できること。 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出証明書情報の取込。	・送信した各種情報を再送する場面に関しては、異動事由のみならず、氏名や性別の不整合等の異常の場合が考えられます。また、統合端末の操作中に該当者の本人確認情報を送付した場合、更新ロックが発生しエラーとなりますが、この場合異動事由の変更の必要は有りません。ここでは、「異動事由を変更」と言う限定した記載ではなく、様々なエラーに対応できるような機能を備える方向で記載した方がよいと思います。 ・空住住民票コードを「一覧表へ印字する」必要は無いと考えます。基本的に空き住民票コードは一覧から選択する機能は具備してはならないと稼働当初から規定されており、一覧表で印字する必要性が不明です。記載を追加するとしても、空き住民票コードを取り込んだ場合、最低限「取り込んだ内容が確認できること」と記載の方が良いと考えます。また、転入通知情報、転出証明書情報に関しては統合端末で出力可能です。また、住民記録システムに取り込んだ場合、住民記録システム側で画面で取り込んだ対象が確認できるように工夫すべき(システムによっては実現済み)と思います。転入通知情報は自治体によっては量が多くなるため機能要件としては理解できますが、転入通知情報を一覧表で印字する目的がNo. 92にある機能のためならば、そちらの機能要件として記載をお願いします。転出証明書情報は住民が特例転入の届出をした場合に必要となる情報で、この運用を行う場合は統合端末の操作を伴いますし、その時点で統合端末から当該情報を印字可能です。一覧表として印字する必要は無いと考えます。さらに、取って個人情報「一覧表へ印字する」ことを標準機能要件とすることは情報漏洩の観点や、用紙等の費用が発生することから記載不要と考えます。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	久留米市	L3805	管内本籍者と管外本籍者について戸籍附票記載事項変更通知自動送信	管外本籍者について戸籍附票記載事項変更通知自動送信	すでに住記異動分を戸籍システムに取り込み自動更新を更新している本市としてはコスト(中間サーバ等の改修)が気になります。現在、自市と他自治体(送付分)では更新事由が異なっています。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	大崎町	L3541~L3545			現行システムに自動連携の機能はないため不要	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	大崎町	L3530	管内本籍者と		誤記?	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	大崎町	L3510	転入・転出等の異動時に	転入・転出等の異動時に	誤記のため	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	大崎町	L3525~L3526	一覧表への印字		現行システムに本機能なし	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 6 (CS連携/CSへの自動送信)	大崎町	L2536	一覧表への印字		現行システムに本機能なし	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 7 (CS連携/整合性確認)	久留米市	L3831	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること	住記システムとCSの間に中間サーバの機器構成を構築する場合は、住記と中間サーバの本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること	CSには、機能あり。中間サーバがないベンダーもある。	4 APPLIC等と連携して検討	0	J-LISと連携して検討する。
N o . 1 9 8 (CS連携/カード管理状況)	準構成員	L4444	住基カード	削除	住基カードは今後なくなって且つ様式が団体毎にバラバラであるため、標準化の対象外としてよいと考えます。	9 意見や仕様書、制度の趣旨等を確認の上、第8回分科会以降に対応を検討する	0	住基カードの取扱いについては、全体を通じて検討する。
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				旧氏の履歴管理機能は必要です。パッケージでは、旧氏についても、氏名変更の履歴と同じように、変更があった場合、履歴を残し消線をつけて証明できるようにしています。また、変更前の旧氏を証明したくない場合も対応できるようにしています。制度的、運用上の観点で必要と判断した訳ではなく、旧氏の変更や誤訂正の経緯を求められた場合、証明できるようにしておくべきと判断しています。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1 「必要」と「不要」の両方の意見があるため、第8回検討会において議論する。	
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				旧氏の履歴管理機能は不要と考えます。国外も含み、他の市町村における旧氏の登録状況は、住基ネットの本人確認情報で管理されている。請求手続きの要否はあるが、各市町村で旧氏の履歴を管理する必要はないと思います。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	群馬県前橋市				システム実装不要。 【理由】旧氏登録の履歴について、統合端末の管理で十分運用が可能である。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員				「※旧氏の履歴情報については、住基法改正に伴い、住基ネットの機能として実装していることから、履歴管理については重複機能と思われるため、構成員・準構成員におかれましては、旧氏の履歴管理機能の要否について、具体的な理由とともに備考欄にご記入ください。」 一ここでいう履歴管理が「通称の履歴」(登録市区町村まで管理していくようなもの)を指しているのか、単にデータ上の履歴を指しているのか、判断できませんが、前者であれば不要と考えます。後者は必要と考えますがシステム的には更新の履歴をすべて持つことから必然的に実装されています。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	倉敷市				住記システム内の履歴管理については、H30.11.16の総務省からの事務連絡にて明確に必要な旨の記載がある。また、要望があれば、旧氏(♀氏であるため)の変更履歴について、住民票の備考欄へ記載する想定であるため必要と思われる。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員	L3603			過去に使用した旧氏かどうかは本人確認情報から調べられ、また住民票上履歴は印字しないため、不要な機能と考えます。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	準構成員	L4544			旧氏の履歴情報について、氏名等の項目履歴と同様の履歴管理は必要と考えます。しかし、それを検索項目にする必要はないと考えます。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	日野市	L3948			最新の旧氏が判ればよく、住基ネット機能で良い。また旧氏の文字検索も、再入力することで対応可。(文字コードはマウスを充てるとポップアップされる等便利な機能が付くと良いと考えます。)			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	久留米市	L3947			住基ネットで確認できるので住記システムでの管理は不要と考えます。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	神戸市	L3950			業務委託で住基ネットを触れない者も取り扱うことがあること、法改正対応で機能を備えているベンダが多いと思われるので、仕様を含めて良いと考えています。			
N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)	大崎町	L3666~L3669			旧氏の履歴は住民票の記載事項ではないため不要と考える			
<b>基本要件1-2</b>								
<b>共通カスタマイズ要件書</b>								
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				マイナンバーカードの切替予定調査も作成するか検討が必要です。	0 (この項目においては)修正しない	0	標準仕様書の機能要件としては不要という意見が主であったため、記載しない。EUCとしての対応が必要か(すなわち、当該統計・一覧表の要否が自治体ごとに異なり得る合理的な事情があるか。No.1参照)は別途検討する。
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				本機能は当社システムに搭載されていません。当社ユーザからの搭載希望の要望もありません。特に必要な機能ではないと思いますが、No. 147の機能に含めて実装すれば、搭載は容易と思います。			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	群馬県前橋市				システム実装不要。 【理由】年間30~40件程度			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員				切替予定数調査について、弊社パッケージでは現状対応しておりません。			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員	L3736			入管庁ではなく自治体独自で使用していると考えられるため、不要な機能と考えます。			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	準構成員	L4703			切替予定調査についてほとんどの団体では運用していないため、標準化対象外とするべきです。			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	日野市	L4083			集計表なのでEUCで充分足りると考えます。			
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	神戸市	L4086			本市の特別永住者数(15000人弱)からすると欲しい機能であるが、標準仕様書での必須機能とすべきかと言うと要らない自治体も多数あると思う。機能的にはEUC対応が可能と考える。			

該当項目	回答者	行番号	修正前の文	修正案	修正の理由 ・ 特記	対応案	第7回分科会	備考
N o . A 1 9 ・ A 2 0 (特別永住者/切替予定数調査(年度・月))	大崎町	L3801~L3805	切替予定数調査について、年度別集計表の要否及び支所別(区役所別)の年度別集計表の要否	不要				
基本要件1-3								
個別カスタマイズ要件書[除く・業務関連]								
N o . B 7 (証明発行/発行番号記載)	準構成員	L4782	20200502 ●●市 本庁1 011 1/2	20200502 本庁1 0011 1/2 複数部数の証明を発行するとき、証明書発行番号は別の番号となる事	認証者の欄に市町村名があるため、証明書番号の欄には市町村名は不要と考えます。また、複数部数のときに同じ番号を出しては意味がありませんのでその旨を記載した方がよいと考えます。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。
N o . B 7 (証明発行/発行番号記載)	神戸市	L4149	発行端末名番号	発行端末(もしくはプリンタ)名番号	小規模拠点の他業務プリンタに出力する運用が有り得るため。サーバから出力処理を行うのであれば、要求端末・出力先プリンタいずれでも編集可能と考えられる。	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。
N o . B 7 (証明発行/発行番号記載)	大崎町			L3864以降を削除する	発行番号に、意味を持たせるのではなくて、発行番号から、システム内で「発行日時、端末ID、対象者、部数、操作者、(用途)」が管理できればいいのではないかと?	3 今回は事務局案を示さない(第8回分科会において議論する)	1	発行番号はどのようにあるべきかを第7回分科会において検討する。